

国名
スウェーデン
在外公館名
在スウェーデン日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月28日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input checked="" type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ EEA（欧州経済領域）国外の在住者のうち、スウェーデンに短期滞在者として滞在する者が、医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、麻薬を含むクラスⅡ及びクラスⅢに相当する医薬品は5日分、クラスⅣ及びクラスⅤに相当する医薬品は3週間分の持ち込みが可能である。</p> <p>○ クラスⅠに相当する医薬品については、スウェーデン国医薬品庁からの特別な許可を得る必要がある。</p> <p>○ また、医薬品を携帯して入国する場合には、入国時に医師の処方せんや診断書などの提示が必要。（言語の指定はないが、スウェーデン語又は英語であることが望ましい。）</p> <p>（参考）医薬品のクラス分けリスト及びスウェーデンにおいて医薬品に該当するものであるか確認できる検索サイト https://lakemedelsverket.se/upload/lvfs/LVFS_2011-10.pdf https://lakemedelsverket.se/LMF/</p> <p>○ 上記の決められた日数分以上の量の医薬品を持ち込む際は、入国前にスウェーデン国医薬品庁にメールで問合せをして許可を得る必要がある。</p>

・スウェーデン国医薬品庁メールアドレス：
registrator@lakemedelsverket.se

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

なし

参考情報

(参考情報)

https://lakemedelsverket.se/malgrupp/Allmanhet/Att-for_a-in-lakemedel-till-sverige-och-andra-lander/